

情報・システム研究機構国立極地研究所デジタルオブジェクト識別子(DOI)付与  
ガイドライン

〔平成28年9月30日〕  
〔研究所会議決定〕  
最終改正 令和6年3月26日

(目的)

第1条 情報・システム研究機構国立極地研究所（以下「極地研」）デジタルオブジェクト識別子(DOI)運用規則第3条に基づき、必要な手順をガイドラインとして定める。

(基本方針)

第2条 DOIの付与、修正、削除の方針については、ジャパンリンクセンターが定めるガイドラインに従う。

(分類)

第3条 DOI付与を行う研究データ・電子データは、以下のいずれかのカテゴリーに分類されるものとする。研究データとは、極地研の研究活動の過程で研究者によって収集または生成された情報を指す。また電子データとは、デジタル形式一般のデータを意味する。

- 一 観測・研究活動により得られたデータ
- 二 観測・研究活動の成果として学術雑誌に掲載された論文の根拠となるデータ
- 三 極地研が関係する紀要、ジャーナル、予稿集、研究報告書、書籍、e-learning、各種レポートなどのデータ

(データの粒度)

第4条 データの取得年が複数年にわたる場合は、原則として複数年を通した単一のDOIを付与する。

(登録手続き)

第5条 DOI付与を希望するデータの管理責任者は、所定の申請書に、登録するデータについての必要情報を記載し、DOI付与を申請するものとする。

(付与の決定)

第6条 DOI付与の適否についての判断は、第3条第1号に定めるデータについては、申請先の対応窓口において行うものとする。第3条第2号に定めるデータについては、DOI付与が承認されたものとみなす。第3条第3号に定めるデータについては、情報図書室長において行うものとする。

(修正・削除)

第7条 DOIを付与されたデータに対して修正やバージョン変更、削除等を行う場合は、申請先の対応窓口はその旨の連絡をし、承認を得ることとする。

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年3月30日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。